

## 会 議 記 録

会議名 総務常任委員会

開催日 平成28年3月7日(月) 開会 午前 9時00分

閉会 午前11時24分

出席者 委 員 委員長 福 富 善 明

|       |         |           |           |
|-------|---------|-----------|-----------|
|       | 中 島 克 訓 | 針 谷 育 造   | 広 瀬 昌 子   |
|       | 松 本 喜 一 | 渡 辺 照 明   | 関 口 孫 一 郎 |
|       | 大 川 秀 子 | 千 葉 正 弘   |           |
| 傍 聴 者 | 大 谷 好 一 | 茂 呂 健 市   | 青 木 一 男   |
|       | 小久保 かおる | 古 沢 ちい子   | 白 石 幹 男   |
|       | 氏 家 晃   | 平 池 紘 士   | 針 谷 正 夫   |
|       | 大阿久 岩 人 | 入 野 登 志 子 | 天 谷 浩 明   |
|       | 大 武 真 一 | 海老原 恵 子   | 永 田 武 志   |
|       | 岡 賢 治   | 小 堀 良 江   | 梅 澤 米 満   |
|       | 福 田 裕 司 |           |           |

---

事務局職員 事務局長 赤羽根 則 男 議事課長 稲 葉 隆 造  
課長補佐 金 井 武 彦 主 任 中 野 宏 仙

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

|              |     |   |   |
|--------------|-----|---|---|
| 総合政策課長       | 小保方 | 昭 | 洋 |
| 遊水地課長        | 荒川  |   | 明 |
| 地域まちづくり課長    | 天海  | 俊 | 充 |
| 財政課長         | 杉山  | 知 | 也 |
| 総務課長         | 川津  | 浩 | 章 |
| 職員課長         | 名淵  | 正 | 己 |
| 情報推進課長       | 塚田  |   | 薫 |
| 危機管理課長       | 大橋  | 嘉 | 孝 |
| 管財課長         | 島田  | 好 | 夫 |
| 市民税課長        | 萩原  | 雄 | 一 |
| 資産税課長        | 島田  | 隆 | 夫 |
| 収税課長         | 福島  |   | 司 |
| 大平総合支所長      | 茂呂  | 浩 | 司 |
| 藤岡総合支所長      | 飯塚  |   | 勝 |
| 都賀総合支所長      | 田嶋  |   | 亘 |
| 西方総合支所長      | 田口  | 幸 | 雄 |
| 岩舟総合支所長      | 三柴  | 浩 | 一 |
| 会計課長         | 出井  |   | 均 |
| 選挙管理委員会事務局次長 | 野中  |   | 守 |
| 消防総務課長       | 小島  |   | 徹 |
| 警防課長         | 白石  |   | 進 |
| 議事課長         | 稲葉  | 隆 | 造 |

平成28年第1回栃木市議会定例会  
総務常任委員会議事日程

平成28年3月7日 午前9時開議 全員協議会室

日程第 1 議案第1号 平成28年度栃木市一般会計予算（所管関係部分）の説明聴取

---

◎開会及び開議の宣告

○委員長（福富善明君） ただいまの出席委員は9名で、定足数に達しております。

ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

---

◎議事日程の報告

○委員長（福富善明君） 当委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

本日の委員会は、平成28年度の各会計の予算について、各常任委員会においてスムーズな審査を行うため、あらかじめ予算の概要の説明聴取をお願いするものであります。予算に対する質疑等審査につきましては、後日開催予定の委員会においてお願いしたいと思いますので、ご了承ください。

---

◎平成28年度栃木市一般会計予算（所管関係部分）の説明聴取

○委員長（福富善明君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、平成28年度栃木市一般会計予算の所管関係部分の説明聴取を議題といたします。

それでは、当局から説明をお願いいたします。

なお、説明に際しましては、さきに開催した議員全員協議会で報告した事業及び説明欄に記載されている金額の読み上げを省略し、予算概要の説明のみといたします。また、説明は着席のままです。

まず、歳出等からお願いいたします。

初めに、杉山財政課長。

○財政課長（杉山知也君） おはようございます。ただいまご上程いただきました議案第1号 平成28年度栃木市一般会計予算の所管関係部分につきましてご説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。平成28年度栃木市一般会計予算、平成28年度栃木市の一般会計の予算は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算は、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ644億4,000万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるというものであります。

継続費は、第2条、地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」によるというものであります。

債務負担行為は、第3条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることがで

きる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」によるというものであります。

地方債は、第4条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」によるというものであります。

一時借入金は、第5条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は50億円と定めるといふものであります。

2ページをお開きください。歳出予算の流用は、第6条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定めるとしてあり、第1号において、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用としております。

4ページ、5ページをお開きください。4ページから7ページにかけては、第1表、歳入歳出予算であり、4ページ、5ページが歳入、次の6ページ、7ページが歳出となっております。第1表につきましては、後ほど事項別明細書において説明をさせていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

8ページ、9ページをお開きください。8ページの表が第2表、継続費であります。所管外となりますので、説明は省略させていただきます。

次に、9ページの表が第3表、債務負担行為であります。所管関係部分につきましてご説明いたします。1行目の広報とちぎ企画編集業務委託につきましては、4月20日ごろに発行する広報とちぎ5月号の編集業務が年度をまたがる委託となるため、債務負担行為を設定するものであります。

次に、2行目から5行目の一般財団法人渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団の借入金に対する損失補償（平成15、16、17年、18年度分）につきましては、当初借り入れの弁済期日が延長されたことに伴い、期間の延長に対応するため、債務負担行為を設定するものであります。

11ページをお開きください。11ページから12ページにかけては、第4表、地方債であります。本表は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について、それぞれの事業ごとに記載したものであり、11ページ1行目の保育所施設整備事業から12ページの臨時財政対策債まで計20件について、起債の設定を行うものであります。

この中で、まず限度額についてであります。それぞれ事業ごとに明記された額を起債の限度額とするものであり、それらの合計を51億9,950万円とするものであります。

次に、起債の方法につきましては、普通貸借または証券発行とするものであります。

次に、利率につきましては4.0%以内とし、ただし利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とするものであります。

次に、償還の方法につきましては、政府資金は、その融資条件による。銀行、その他の場合には、

その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借り換えすることができるというものであります。

なお、それぞれの起債の具体的な内容につきましては、事項別明細書において説明をさせていただきます。

以上が議案部分についての説明であります。

引き続き歳入歳出予算の所管関係分につきまして、事項別明細書に基づき、関係課長よりご説明いたします。

○委員長（福富善明君） 稲葉議事課長。

○議事課長（稲葉隆造君） それでは、続きまして歳出の所管関係部分につきまして順次ご説明申し上げます。

予算書の136ページ、137ページをお開き願います。1款1項1目の議会費であります。4億3,754万2,000円を計上させていただくものであります。そのうち主なものにつきまして、右側の説明欄によりご説明申し上げます。まず、一番上の職員人件費につきましては、議会事務局職員10人分の給料、各種手当等の人件費であります。

次の臨時職員共済費につきましては、議会事務局の臨時職員1人分の健康保険、厚生年金保険料等の共済費であります。なお、職員人件費及び臨時職員共済費につきましては、職員課の所管となります。

次の議員人件費につきましては、議員33人分の議員報酬及び期末手当であります。

次の市議会議員共済会負担金につきましては、主に元議員の皆様の退職年金及び遺族年金等の給付に要する経費について、地方公共団体が負担するものです。

次に、議会運営費であります。主要事務事業でありますタブレット関係の経費以外についてご説明させていただきます。まず、臨時職員賃金につきましては、事務局臨時職員1人分の賃金であります。

次の議員行政視察等旅費につきましては、各常任委員会及び議会運営委員会等の先進地視察のための旅費であります。

次の議員行政視察随行等旅費につきましては、各常任委員会、議会運営委員会等の視察随行及び関東市議会議長会などの会長市として会議に出席するための職員旅費であります。

1つ飛びまして、会議録筆耕翻訳料につきましては、本会議及び常任委員会等の会議録の筆耕翻訳料であります。

1つ飛びまして、OA機器借上料につきましては、会議録検索システムソフトウェア使用料77万8,000円及び議会映像配信システム使用料103万7,000円が主なものであります。

2つ飛びまして、政務活動費交付金につきましては、欠員1人分を減額し、33人分を計上いたしました。

以上で1款議会費の説明を終わります。

○委員長（福富善明君） 名淵職員課長。

○職員課長（名淵正己君） 続きまして、140、141ページをお開き願います。2款1項1目の一般管理費についてご説明を申し上げます。

説明欄1行目の国内交流事業費につきましては、北海道滝川市及び東京都中央区のイベントへ参加するための旅費が主なものであります。

次の国際交流事業費につきましては、海外からの訪問団の成田への送迎に係る有料道路通行料が主なものであります。

次の国際交流協会補助金につきましては、栃木市国際交流協会の人件費や事務費等の運営経費に対する補助金であります。

次の在住外国人支援事業交付金につきましては、在住外国人の支援業務を実施するため、栃木市国際交流協会に対して交付する交付金であります。

次の中学生海外派遣事業費につきましては、中学2年生を対象にオーストラリアへの派遣を行うための委託料が主なものであります。

次の秘書課一般経常事務費につきましては、秘書業務を円滑に行うための費用で、来客時の接待補助や事務補助を行う臨時職員1人分の賃金、市長交際費、栃木県市長会への負担金であります市長会審議対象負担金及び全国市長会等負担金が主なものであります。

次の庁用事務費（大平）から4行下の庁用事務費（岩舟）までにつきましては、各総合支所の庁用事務用品代及び庁用封筒印刷代が主なものであります。

次の宮の下簡易郵便局管理運営事業費につきましては、宮の下簡易郵便局事務取扱員報酬が主なものであります。

次の総務課一般経常事務費につきましては、行財政情報サービス利用料80万4,000円及び指定管理者選定委員会の委員報酬25万6,000円が主なものであります。

次の自治基本条例推進事業費につきましては、栃木市自治基本条例第44条の規定に基づく市民会議の運営に要する経費でありまして、市民会議の委員報酬が主なものであります。

次の非核平和事業費につきましては、広島平和記念式典への中学生派遣委託料が主なものであります。

次の特別職人件費につきましては、市長及び副市長の給料、期末手当等の人件費であります。

次の職員人件費につきましては、総務管理に係る職員178人分の給料、各種手当等の人件費であります。

以下、各科目に計上されております職員人件費につきましては、関係職員の給料、各種手当等の人件費でありまして、職員課の所管となりますが、改めての説明は省略をさせていただきます。

次の職員福利厚生事業費につきましては、産業医2人分の報酬、定期健康診断、各種がん検診等

に係る職員健康診断委託料及び労働安全衛生法の改正に伴い、来年度から実施いたしますメンタルヘルス対策、いわゆるストレスチェックの委託料が主なものであります。

次の県市町村総合事務組合負担金（退職手当）につきましては、職員の退職手当の支払い事務を共同で処理しております栃木県市町村総合事務組合への負担金でありまして、1月1日に在職する職員の給料総額に基づきまして毎月支払う一般負担金、早期退職者募集制度により退職する職員の退職金加算等に係る特別負担金及び旧栃木市職員に係る10年分割払いの加入一時金であります。

次の臨時職員共済費につきましては、一般管理費に係る臨時職員及び非常勤職員の健康保険料、厚生年金保険料等の共済費のほか、栃木県市町村総合事務組合で共同処理をしております非常勤職員の公務災害補償等に係る負担金が主なものであります。

以下、各科目に計上されております臨時職員共済費につきましては、それぞれの予算において雇用する臨時職員及び非常勤職員の健康保険料、厚生年金保険料等の共済費でありまして、職員課の所管となりますが、改めての説明は省略をさせていただきます。

142、143ページをお開き願います。説明欄2行目の職員研修事業費につきましては、人事評価研修などの講師委託料や職員研修を共同で実施するために、壬生町と設置しております栃木地区職員研修協議会への負担金のほか、民間の研修に職員を派遣いたします際の負担金が主なものであります。

次の職員課一般経常事務費につきましては、参与の報酬、職員の育児休業、病気休暇、欠員補充等のために雇用する臨時職員57人分の賃金、職員採用試験に係る適性検査等委託料、来年度から導入を予定しております人事評価システムなどのソフトウェア保守委託料、国土交通省からの派遣職員が使用しております栃木市公舎の不動産賃借料、人事評価及び人事給与電算システムに係るOA機器借上料が主なものであります。

次の職員作業服貸与事業費につきましては、災害発生時や各種現場の確認、指導、作業等の際、栃木市の職員であることを明確にするため、建設、農林、防災等に係る職員に貸与する作業服の購入費であります。

次の契約検査事務費につきましては、建設工事の検査に関する助言、指導等を行う検査官の報酬が主なものであります。

次の電子入札システム運営事業費につきましては、電子入札システムサービスに係るソフトウェア使用料及び業者登録や入札関連事務の執行に係る契約管理システムのリース料であります。

次の債権管理指導事業費につきましては、債権管理職員研修の講師謝金及び債権管理に関するメール相談業務委託料が主なものであります。

次の庁用事務費（栃木）につきましては、本庁用封筒等の印刷費122万9,000円及び本庁事務用消耗品費145万1,000円であります。

以上で一般管理費の説明を終わります。



○委員長（福富善明君） 川津総務課長。

○総務課長（川津浩章君） 引き続き、2目文書広報費についてご説明を申し上げます。

説明欄1行目、広報事業費につきましては、広報とちぎ印刷等に係る印刷製本費1,498万4,000円及び記載の手数料や委託料が主なものであります。

次の広聴事業費につきましては、広報業界セミナー参加負担金2万1,000円が主なものであります。

次の放送番組制作委託費につきましては、栃木市情報番組等制作委託料であります。

次のホームページ管理委託事業費につきましては、ホームページ保守管理業務委託料79万1,000円が主なものであります。

1事業飛びまして、コミュニティFM委託費につきましては、コミュニティFM制作委託料であります。

次のマスコットキャラクター応援基金積立金につきましては、ふるさと納税からの積立金80万円及びマスコットキャラクター応援寄附金積み立て9万円が主なものであります。

次のシティプロモーション課一般経常事務費につきましては、栃木市ふるさと大使に対する記念品代10万4,000円及び電子複写機借上料54万円が主なものであります。

1事業飛びまして、144、145ページをお開き願います。広報事業費（大平）から同ページ、下から7事業目の文書印刷費（岩舟）までは、各総合支所における文書広報費でありまして、各総合支所ともにほぼ同様の内容であります。

広報事業費につきましては、広報紙こん包配付業務委託料、文書管理費につきましては、文書管理用事務用品代、文書発送費につきましては、郵便料金計器に係る委託料及び郵便切手代等、印刷製本費につきましては、印刷機や複写機の機械借上料及び機械保守委託料が主なものであります。

次のコンプライアンス委員会事業費につきましては、委員に対する謝金であります。

次の情報センター法令集管理費につきましては、情報センター用法令集等の追録代273万7,000円が主なものであります。

次の法規管理費につきましては、顧問弁護士報酬36万円が主なものであります。

次の例規管理費につきましては、本市の条例、規則等の例規を電子的に管理するための経費でありまして、例規データの更新を行うための電算処理委託料及び例規管理システム使用料55万9,000円であります。

次の文書管理費（栃木）につきましては、公文書を電子的に管理する文書管理システムの保守管理委託料86万7,000円及び同システムのリース料が主なものであります。

次の文書発送費（栃木）につきましては、文書発送のための後納郵便料及び到着文書や発送文書の仕分け業務等のための臨時職員賃金が主なものであります。

146、147ページをお開き願います。文書印刷費（栃木）につきましては、コピー用紙代等消耗品

費572万3,000円及びコピー機などの機械借上料が主なものであります。

1 事業飛びまして、コミュニティFM事業費につきましては、コミュニティFMの放送設備等の保守点検業務委託料51万9,000円が主なものであります。

以上で文書広報費の説明を終わります。

○委員長（福富善明君） 島田管財課長。

○管財課長（島田好夫君） 続きまして、2款1項3目財産管理費であります。

説明欄の1行目、財政課一般経常事務費につきましては、予算書及び予算概要版の印刷製本代が主なものであります。

次の減債基金積立金につきましては、当基金の預金利子の積立金であります。

次の財政調整基金積立金につきましては、地方財政法第7条に基づく積立金及び当基金の預金利子の積立金であります。

次の固定資産台帳整備業務委託費につきましては、国からの要請に基づき、全ての自治体において複式簿記を導入した財務処理を作成することになりましたので、その作成に当たり必要となる固定資産台帳を整備する業務委託料であります。

次に、4目会計管理費であります。説明欄の会計課一般経常事務費につきましては、歳入歳出決算書に係る印刷製本費81万6,000円及び収納代理金融機関への収納金取り扱い手数料70万円が主なものでございます。

次に、5目財産管理費であります。説明欄の1行目、土地開発基金積立金につきましては、栃木市土地開発基金の運用による利子の積立金であります。

次の庁舎管理費（大平）につきましては、大平総合支所の電話料及び施設管理委託料が主なものであります。

次の自動車管理費（大平）につきましては、大平総合支所所管の公用車、市バスの燃料費及び車検点検整備等の修繕料が主なものであります。

次の大平総合支所庁舎整備事業費につきましては、大平総合支所庁舎の下水道接続工事費が主なものであります。

次の庁舎管理費（藤岡）につきましては、藤岡総合支所の電話料、施設管理委託料、キュービクル更新工事費、電話交換機更新工事費及び旧庁舎からの空調機移設工事費、このほかに光熱費としまして447万円が主なものであります。

次の自動車管理費（藤岡）につきましては、藤岡総合支所所管の公用車、市バスの燃料費及び車検点検整備等の修繕料が主なものであります。

続きまして、148、149ページをお開きください。1行目の庁舎管理費（都賀）につきましては、都賀総合支所の施設管理委託料及び駐車場等の不動産賃借料が主なものであります。

次の自動車管理費（都賀）につきましては、都賀総合支所所管の公用車の燃料費及び車検点検整

備等の修繕料であります。

次の財産管理事務費（西方）につきましては、金崎有料駐車場の修繕料が主なものであります。

次の庁舎管理費（西方）につきましては、臨時職員1名分の賃金、西方総合支所の電話料、施設管理委託料及びそのほかに光熱水費としまして510万3,000円が主なものであります。

次の自動車管理費（西方）につきましては、西方総合支所所管の公用車、マイクロバスの燃料費及び車検点検整備等の修繕料が主なものであります。

次の財産管理事務費（岩舟）につきましては、市有地の除草等業務委託料が主なものであります。

次の庁舎管理費（岩舟）につきましては、岩舟総合支所の電話料、施設管理委託料、そのほかに光熱費としまして620万2,000円が主なものであります。

次の自動車管理費（岩舟）につきましては、岩舟総合支所所管の公用車の燃料費及び車検点検整備等の修繕料が主なものであります。

1事業飛びまして、処分可能財産管理事業費につきましては、市有地の適正な管理を行うための除草作業委託料等の処分可能財産管理委託料及び公有財産台帳システムの電算処理委託料が主なものであります。

次の処分可能財産売却事業費につきましては、臨時職員1名分の賃金及び市有地の未利用地を一般競争入札等により売り払いするための測量、設計等委託料及びシビックコア地区内の試掘調査委託料が主なものであります。

次の財産管理事務費（栃木）につきましては、庁舎等の市有物件473件に対する火災保険料が主なものであります。

次の旧庁舎管理費につきましては、旧本庁舎、別館、第2別館等の光熱水費の管理費であります。

次の庁舎管理費（栃木）につきましては、電話交換事務補助の臨時職員2名分の賃金、本庁舎の電話料並びに宿直警備等業務、設備環境管理業務、受付業務、清掃業務等の施設管理委託料及び本庁舎発電機切り替え方式改修及び立体駐車場自動火災報知機設備等改修などの本庁舎整備改修工事が主なものであります。

次の自動車管理費（栃木）につきましては、公用車の自賠責保険料及び自動車損害共済保険料並びに本庁舎の公用車、市バスの燃料費及び車検点検整備等の修繕料が主なものであります。

次の庁舎建設基金積立金につきましては、庁舎建設基金の預金利子分の積立金であります。

次の大澤基金積立金につきましては、基金の預金利子及び株式配当金並びに東京都内の市有土地18件分の貸付収入の基金への積立金であります。

次の遺贈財産管理費につきましては、東京都内の市有地を貸し付けしている土地の借地人の売り払いを図るため、その土地の売り払い価格を算定するための不動産鑑定評価手数料及び、次のページに移りまして、固定資産税相当額を東京都に対して支払う国有資産等所在市町村交付金が主なものであります。

次の土地総合調整基金積立金につきましては、基金の預金利子及び市有土地の売払収入の基金への積立金であります。

次の皆川地区振興基金積立金につきましては、基金の預金利子等の積立金であります。

次の皆川地区市有山林管理費につきましては、森林国営保険料、山林巡視業務委託料、旧皆川地区財産区から移管されました市有山林の管理費であります。

次の旧寺尾南小学校施設管理費につきましては、警備業務、消防設備点検などの小学校施設管理委託料が主なものであります。

次の小野寺地区市有林管理費につきましては、山林管理委託料など旧小野寺財産区から移管された市有山林の管理費であります。

次の小野寺地区市有林管理基金積立金につきましては、基金の預金利子等の積立金であります。

次の旧大柿保育所解体事業費につきましては、この施設の市有建築物定期検査において、耐震性がなく、老朽化した危険な建物のため、撤去すべきとの結果となりましたので、建物解体処分するための工事費であります。

次の旧本庁舎空調機移設事業費につきましては、旧本庁舎からの空調機移設工事費であります。

次の旧庁舎等解体事業費につきましては、旧庁舎等解体工事設計業務委託料であります。

次の庁舎管理費（平成27年9月豪雨災害）につきましては、昨年9月の豪雨災害に伴う本庁舎エスカレーター冠水修理工事費であります。

次の公共施設再編課一般経常事務費につきましては、公共施設再編課の旅費、事業費等の経常経費であります。

○委員長（福富善明君） 小保方総合政策課長。

○総合政策課長（小保方昭洋君） 続きまして、6目企画費であります。

総合政策課一般経常事務費につきましては、総合政策課の旅費、需用費等の経常経費であります。

3つ飛びまして、土地開発公社運営費交付金につきましては、土地開発公社の運営費を交付するものであります。

次に、まち・ひと・しごと創生総合戦略有識者懇談会運営事業費につきましては、総合戦略有識者懇談会の出席者に対する報償金であります。

152、153ページ、1つ飛びまして、サイクル・フルーツ・ライド事業費につきましては、サイクルイベント業務の委託料であります。

次に、ふるさと応援基金積立金につきましては、ふるさと応援基金への積立金であります。

1つ飛びまして、まちの駅ネットワークおおひら運営補助金につきましては、まちの駅17施設が組織的に活動するために設立した連絡団体の運営及び活動に対する補助金であります。

次に、まちづくりスキルアップ委託費につきましては、大平地域のブドウ狩りや里山体験を紹介するホームページ、ふるさとポータルサイトの運営委託料であります。

次に、太平山麓エリアの観光拠点まちづくり事業費につきましては、太平山麓エリアを拠点とする各種団体と、市による官民連携のための推進会議の視察研修時の有料道路通行料及び事務用品等の購入代であります。

次に、岩船山クリフステージ補助金につきましては、音楽文化を発信する岩船山クリフステージに対し補助を交付するものであります。

次に、ふるさと整備事業基金積立金につきましては、同基金の預金利子を積み立てるものであります。

続きまして、8目公平委員会費であります。公平委員会運営費につきましては、公平委員3名分の委員報酬及び全国公平委員会連合会等の負担金が主なものであります。

154、155ページをごらんください。9目恩給及び退職年金費であります。恩給及び退職年金費につきましては、現行の年金制度が成立した昭和37年以前に退職した旧栃木市職員1名分の遺族に対する退職年金扶助料94万5,000円であります。

以上で説明を終わります。

○委員長（福富善明君） 塚田情報推進課長。

○情報推進課長（塚田 薫君） 10目交通安全対策費につきましては所管外でありますので、次の11目情報システム管理費につきましてご説明申し上げます。情報端末管理費は、全ての総合支所にございますが、これはプリンター用の消耗品費及びプリンター等のOA機器借上料が主なものであります。

統合型地理情報システム費は、大平と岩舟にございますが、これは地理情報システムのソフトウェア運用保守委託料であります。

総合行政ネットワーク管理費につきましては、国と地方公共団体のみがつながることができるネットワークであります総合行政ネットワークの回線使用料が主なものであります。

情報端末管理費（栃木）につきましては、事務用パソコン及びプリンターのOA機器借上料及びウイルス対策のためのソフトウェア使用料が主なものであります。

次のページ、156、157ページをお開きください。コンピューターネットワーク通信費につきましては、本庁舎、総合支所及び出先施設をコンピューターネットワークで接続するための回線使用料及びインターネット接続料が主なものであります。

次の地域情報化事業費につきましては、市民の皆様が市に対して行います各種申請をインターネットで行えるようにするための電子申請システム使用料が主なものであります。

次の財務会計システム費につきましては、財務会計システムを運用するための電算システム機器保守委託料及びOA機器借上料であります。

次の住民情報システム管理費につきましては、住民記録や税情報を管理いたします住民情報システムを運用するための電算システム機器保守委託料及びOA機器借上料でございます。また、社会

保障・税番号制度に係るものといたしまして、システム改修委託料及びサーバーの負担金がございます。

次の内部情報系サーバ管理費につきましては、庁内情報システムを運用するための経費でありまして、電算システム機器保守等委託料、OA機器借上料及びソフトウェア使用料が主なものであります。

次の公共施設予約システム費につきましては、市民の皆様が公共施設の利用予約をインターネットで行えるようにするための公共施設予約システムのソフトウェア使用料が主なものであります。

最後の公会計システム費につきましては、複式簿記を導入した新たな会計制度を整備するために必要な公会計システム構築業務委託料及び現在の財務会計システムを改修するための委託料が主なものであります。

以上で11目の説明を終わらせていただきます。

○委員長（福富善明君） 荒川遊水地課長。

○遊水地課長（荒川 明君） 続きまして、12目渡良瀬遊水地対策費についてご説明いたします。

説明欄1事業目の藤岡遊水池会館管理費につきましては、電気料や水道料などの光熱水費184万6,000円と施設の警備保障業務などの施設管理委託料が主なものであります。

次の渡良瀬遊水地ハートランド事業費につきましては、ハートランドイコール栃木市のイメージを定着させるために、ポスター、チラシなどを制作するための印刷製本費15万円及び熱気球「ハートランド号」の搭乗者などの賠償保険料12万2,000円が主なものであります。

次の渡良瀬遊水地利活用事業費につきましては、渡良瀬遊水地を市内、市外の方々に周知することによりまして、多くの方に遊水地を知っていただき、実際に来ていただけるようにするために、毎年秋口に行われております渡良瀬遊水地フェスティバル開催時の実行委員会への負担金のほか、熱気球、カヌーなどのレジャースポーツのリーダーを養成するための講座開催の委託料54万円が主なものであります。

次の遊水地課一般経常事務費につきましては、臨時職員の賃金のほか旧谷中村合同慰霊碑の除草業務や樹木剪定業務などの施設管理委託料30万円が主なものであります。

次の渡良瀬遊水地PR事業費から次ページであります渡良瀬遊水地環境保全事業費までの4事業につきましては、主要事務事業のため、説明を省略いたします。

以上で12目渡良瀬遊水地対策費の説明を終わります。

○委員長（福富善明君） 天海地域まちづくり課長。

○地域まちづくり課長（天海俊充君） 13目蔵の街費につきましては、所管外ですので、説明を省略させていただきます。

14目地域づくり費についてご説明いたします。地域づくり推進課一般経常事務費につきましては、公用車の燃料費及び地域自治等に関する講演会における講師への謝礼が主なものであります。

次の地域会議運営事業費（栃木中央）、地域会議運営事業費（栃木東部）及び地域会議運営事業費（栃木西部）、2つ飛びまして、地域会議運営事業費（大平）、1つ飛びまして、地域会議運営事業費（藤岡）、1つ飛びまして、地域会議運営事業費（都賀）につきましては、それぞれ地域会議委員の報酬及び地域会議だよりを発行するための印刷製本費が主なものであります。

次に、戻りまして5行目、地域づくり応援補助金につきましては、認定まちづくり実働組織がみずから企画、立案、実施するための経費を助成するものでありまして、事業計画に基づき実施される事業について支援するための補助金が主なものであります。

次の大平地域づくり推進課一般経常事務費、1つ飛びまして、藤岡地域づくり推進課一般経常事務費、1つ飛びまして、都賀地域づくり推進課一般経常事務費、1つ飛びまして、西方地域づくり推進課一般経常事務費につきましては、それぞれ事務用品等の購入代が主なものであります。

160、161ページをお開き願います。地域会議運営事業費（西方）、1つ飛びまして、地域会議運営事業費（岩舟）につきましては、それぞれ地域会議委員の報酬及び地域会議だよりの印刷製本費が主なものであります。

次の岩舟地域づくり推進課一般経常事務費につきましては、来庁者用新聞購読料が主なものであります。

次の重伝建地区休憩施設設置事業費（中央地域会議）から、次の163ページの1行目、西方城址案内看板整備事業費（西方地域会議）までの16事業については、それぞれ括弧書きの地域会議から提案された地域予算提案事業費であります。所管外ですので、説明は省略させていただきます。

次のふるさと案内板設置事業費（岩舟地域会議）については、当該地域会議より提案のあった地域予算提案事業で、住民の共同作業による連帯感と郷土愛の醸成を期待し、自治会等の名称とともに、地名の由来や地域で考えたキャッチフレーズなど、ふるさとをアピールする案内板を作成し、各自治会等の選定した場所に設置する事業であります。

続きまして、15目諸費についてご説明いたします。162、163ページをお開き願います。市政功労者表彰等事業費につきましては、市政の振興と発展に功績のありました方々に対する表彰記念品代が主なものであります。

次の市民総合賠償補償保険事業費につきましては、市民等を対象とした総合的な保険でありまして、市が損害賠償責任を負う場合の賠償責任保険と市が主催する行事における事故等の補償保険の保険料が主なものであります。

次の市民活動推進センター管理運営費は、市民活動推進の拠点として設置しております、栃木市民活動推進センターからの管理運営を行う指定管理者への管理運営委託料及び空調設備を旧本庁舎からくららへ移設するための工事費が主なものであります。

次の市民活動保険料は、市民活動団体の社会貢献活動を支援するため、市民活動団体の活動中における事故等を補償する保険料であります。

次の自治会活動支援事業費につきましては、自治会に市からの文書等の配布をお願いしていることなどへのお礼としての自治会報償金及び栃木市自治会連合会への補助金であります。

次の市民協働まちづくりファンド積立金につきましては、市民やふるさと納税等からの寄附金及び利子を市民協働まちづくりファンドへ積み立てるものであります。

次の市民活動推進補助事業費につきましては、さまざまな社会貢献活動を行っている市民活動団体に対して、財政支援を行うためのとちぎ夢ファーレ事業補助金が主なものであります。

1つ飛びまして、自衛官募集事務費につきましては、自衛隊入隊者を確保するための事務費及び自衛隊父母会育成補助金が主なものであります。

次の国県支出金返還金につきましては、補助事業の精算事務を行う上で、補助金の返還が生じた場合に返還金に充てるためのものであります。

次の市税過誤納金還付費（市民税課）につきましては、市民税等の過誤納還付を還付請求に基づき行うもので、内訳といたしましては、市税過誤納還付金が8,635万5,000円で、還付加算金が303万4,000円であります。

次の市税過誤納金還付費（資産税課）につきましては、市内全域の固定資産税及び都市計画税の過誤納還付を還付請求に基づき行うもので、内訳といたしましては、市税過誤納還付金が1,400万円、還付加算金が150万円であります。

以上、14目地域づくり費、15目諸費の説明を終わります。

○委員長（福富善明君） 萩原市民税課長。

○市民税課長（萩原雄一君） 続きまして、166、167ページをお開きください。2項1目税務総務費につきましてご説明いたします。

説明欄2行目の市民税課一般経常事務費につきましては、地方税電子化協議会負担金279万円が主なものであります。

次の固定資産評価審査委員会運営費につきましては、固定資産評価審査委員6名分の委員報酬であります。

次に、2目賦課徴収費につきましてご説明いたします。説明欄2行目の諸税賦課事務費につきましては、軽自動車税賦課事務に係る電算処理委託料及びJ-LIS、これは地方公共団体情報システム機構の略称であります。ここからの軽自動車税の賦課事務に必要な軽自動車の検査情報提供料が主なものであります。

次の市民税賦課事務費につきましては、市民税申告入力事務に係る臨時職員10名分の賃金、市民税賦課事務に係る電算処理委託料及びOA機器借上料、年金特別徴収等に伴う電子申告支援サービス利用料が主なものであります。

次の税証明書コンビニ交付事業費につきましては、コンビニ交付システム利用料64万8,000円及びコンビニ交付取扱手数料6万2,000円あります。



次の資産税賦課事務費につきましては、固定資産税及び都市計画税の賦課事務に係る電算処理委託料及び固定資産評価支援システム等のOA機器保守料、167ページが一番下から169ページが一番上になりますが、岩舟地域を対象とした固定資産税評価基礎資料整備業務委託料、固定資産評価支援システムデータ異動委託料、家屋評価支援システム用サーバー等のOA機器借上料が主なものであります。

次の固定資産評価替委託事業費につきましては、平成28年度時点修正及び平成30年度評価替えに向けた土地鑑定手数料と平成30年度評価替えに向けた3年継続事業の2年目分の固定資産税土地評価替業務委託料が主なものであります。

次の市税徴収事務費につきましては、収税消し込み事務に係る電算処理委託料及びソフトウェア使用料が主なものであります。

次の市税等収納率向上事業費につきましては、市税等収納員6名分の報酬が主なものであります。

次の市税等徴収指導員設置事業費につきましては、市税等徴収指導員の謝礼であります。

次の市税等コンビニ収納事業費につきましては、コンビニ収納納付書取扱手数料及びソフトウェア使用料が主なものであります。

次の納税コールセンター運営事業費につきましては、市税電話催告業務員2名分の報酬が主なものであります。

以上で2款2項徴税費の説明を終わらせていただきます。

○委員長（福富善明君） 野中選挙管理委員会事務局次長。

○選挙管理委員会事務局次長（野中 守君） 続きまして、4項選挙費について説明させていただきますので、恐れ入りますが、174、175ページをお開きください。

まず、1目選挙管理委員会費であります。右側の説明欄をごらんください。上から2つ目の選挙管理委員会運営費につきましては、選挙管理委員4名分の報酬98万4,000円と選挙管理システムのソフトウェア使用料などが主なものであります。

次に、2目選挙啓発費であります。説明欄の選挙啓発費につきましては、児童生徒から募集いたします明るい選挙啓発ポスターコンクールの表彰にかかわる報償費20万4,000円と、満18歳になって選挙権を取得した新有権者に送付する選挙啓発用冊子の購入費が主なものであります。

次に、3目参議院議員通常選挙費であります。これは本年7月に予定されております参議院議員通常選挙に要する費用であります。説明欄2行目の参議院議員通常選挙費であります。まず選挙立会人等報酬につきましては、期日前投票所12カ所と投票日当日の投票所65カ所の選挙立会人及び投票管理者等の報酬であります。

次の臨時職員賃金につきましては、参議院選挙の事務補助として臨時に雇い入れる職員2名分の賃金及び各総合支所と公民館に設置します期日前投票所の臨時職員の賃金であります。

176、177ページをお開きください。郵送料につきましては、投票所の入場券、約8万5,000通分

の郵送料であります。

次の選挙公報折込手数料につきましては、選挙公報を新聞に折り込むための手数料であります。

次の電算処理委託料につきましては、投票所の入場券の作成委託料であります。

次の公営ポスター掲示場設置撤去業務委託料につきましては、選挙管理委員会が設置しますポスター掲示場475カ所の設置及び撤去に係る業務委託料であります。

次の仮設期日前投票所借上料につきましては、大平、藤岡及び都賀総合支所の庁舎前及びイオン栃木店に設置いたしますプレハブの期日前投票所のリース料であります。

以上のほかに選挙事務に従事する職員に対する時間外勤務手当等及び投開票に係る事務用品代などの費用が含まれております。

次に、4目栃木県知事選挙費であります。これは本年11月執行予定の栃木県知事選挙に要する費用であります。説明欄2行目の県知事選挙費であります。まず投票立会人等報酬につきましては、期日前投票所12カ所と投票日当日の投票所65カ所の選挙立会人及び投票管理者等の報酬であります。

次の臨時職員賃金につきましては、選挙事務の補助として臨時に雇い入れる職員2名分の賃金及び各総合支所と公民館等に設置します期日前投票所の臨時職員の賃金であります。

次の郵送料につきましては、投票所の入場券約8万5,000通分の郵送料であります。

次の電算処理委託料につきましては、投票所の入場券の作成委託料であります。

次の公営ポスター掲示場設置撤去業務委託料につきましては、選挙管理委員会が設置します公営ポスター掲示場475カ所の設置及び撤去に係る業務委託料であります。

次の仮設期日前投票所借上料につきましては、大平、藤岡及び都賀総合支所の庁舎前とイオン栃木店に設置いたしますプレハブの期日前投票所のリース料であります。

以上のほかに選挙事務に従事する職員に対する時間外勤務手当等、投開票にかかわる事務用品代などの費用が含まれております。

178、179ページをお開きください。5目土地改良区総代選挙費であります。これは平成28年度中に任期満了となります国府土地改良区ほか2土地改良区の総代選挙に要する費用でありまして、選挙長及び選挙立会人に対する報酬が主なものであります。

以上で4項選挙費の説明を終わりました。次に5項統計調査費について説明させていただきますので、次の180、181ページをお開きください。

2款5項1目統計調査総務費であります。右側の説明欄1行目の統計事業費につきましては、需要費、役務費などの経常的な事務費であります。

次に、2目基幹統計調査費であります。右側の説明欄1つ目の工業統計調査事業費につきましては、平成29年6月実施予定の当調査の事前準備のための消耗品5万円であります。

次の学校基本調査事業費につきましては、学校教育行政に必要な学校数、学級数、在学者数等を

調査するもので、調査用の消耗品5万3,000円が主なものであります。

次の経済センサス事業費につきましては、平成28年6月に実施される市内の全ての事業所及び企業の活動状況を調査するもので、指導員及び調査員報酬670万2,000円が主なものであります。

続きまして、182、183ページをお開きください。6項監査委員費について説明させていただきます。1目監査委員費であります。右側の説明欄2行目の監査委員運営費につきましては、監査委員2名分の報酬153万4,000円が主なものであります。

以上で2款総務費の説明を終わります。

○委員長（福富善明君） 小島消防総務課長。

○消防総務課長（小島 徹君） 続きまして、9款1項1日常備消防費についてご説明をいたします。296ページ、297ページをお開きください。

説明欄2行目の消防総務課一般経常事務費につきましては、事務用消耗品等の消耗品が主なものであります。

次の消防職員研修事業費につきましては、消防学校などの会議、研修参加負担金が主なものであります。

次の消防本部管理費につきましては、消防本部の電話料が主なものであります。

次の消防本部運営費につきましては、消防用器具購入費が主なものであります。

次の消防職員福利厚生事業費につきましては、消防本部産業医報酬28万1,000円及び予防接種委託料46万4,000円が主なものであります。

次の予防課一般経常事務費につきましては、事務用消耗品等の消耗品費が主なものであります。

次の警防課一般経常事務費につきましては、栃木県救急医療情報システム端末利用料71万8,000円が主なものであります。

次の救急救命士養成事業費につきましては、救急救命士を養成するために必要な会議、研修参加負担金が主なものであります。

次の通信指令課一般経常事務費につきましては、事務用消耗品等の消耗品費が主なものであります。

次の消防署共通管理費につきましては、当直消防隊員に係る仮眠用寝具借上料及び大型油圧救助器具借上料が主なものであります。

次の栃木消防署管理運営費から岩舟分署管理運営費までにつきましては、庁舎の光熱水費、消防車両の燃料費及び電気、水道料が主なもので、事業内容は同じであります。

続きまして、9款1項2目非常備消防費についてご説明をいたします。298ページ、299ページをお開きください。説明欄2行目の消防団運営費につきましては、栃木市消防団員の報酬、消防団員が火災等の災害または各種訓練等に出動する費用弁償、消防団員等が火災現場等において負傷した場合の補償及び退職報償金の栃木県市町村総合事務組合への負担金、消防団互助会補助金及び消防

自動車重量税が主なものであります。

以上で1目日常備消防費と2目非常備消防費の説明を終わらせていただきます。

○委員長（福富善明君） 白石警防課長。

○警防課長（白石 進君） 続きまして、3目消防施設費についてご説明いたします。

300ページから301ページをお開きください。説明欄1行目の消防施設維持管理費につきましては、不動産賃借料及び消防施設改修工事費が主なものであります。

次の消防用機械器具購入費につきましては、主要事務事業説明済みのため省略いたします。

次の消火栓設置負担金につきましては、消火栓17基分の新設、増径分の消火栓更新工事費負担金であります。

次の消火栓管理負担金につきましては、消火栓2,973基分の消火栓維持管理費負担金であります。

次の消防本部庁舎施設維持費につきましては、不動産賃借料34万7,000円が主なものであります。

次の消防団機械器具置場等整備事業費につきましては、主要事務事業説明済みのため省略いたします。

次の分署非常電源設置事業費につきましては、西方分署の非常電源設置工事費であります。

次の消防本部車庫設置事業費につきましては、302ページから303ページをお開きください。説明欄1行目、消防本部車庫設置設計・監理業務委託料及び消防本部車庫設置工事費であります。

次の分署救命ボート格納庫設置事業費につきましては、藤岡分署救命ボート格納庫設置工事費が主なものであります。

次の器材等管理費につきましては、消防業務用資機材等の保守点検手数料295万6,000円及び業務委託料132万3,000円が主なものであります。

次の消防車等管理費につきましては、消防車両等の修繕料401万8,000円が主なものであります。

次の救急車等管理費につきましては、救急車両等の修繕料159万9,000円が主なものであります。

次の消防・救急等資器材購入事業費につきましては、空気呼吸器購入費及び十二誘導心電図電送装置購入費が主なものであります。

次の応急手当普及啓発活動事業費につきましては、応急手当普及啓発消耗品費58万6,000円が主なものであります。

次のはしご付消防ポンプ自動車購入事業費につきましては、主要事務事業説明済みのため省略いたします。

次の救命ボート購入事業費につきましても、主要事務事業説明済みのため省略いたします。

次の通信指令システム費につきましては、消防指令装置保守点検業務委託料及びOA機器借上料が主なものであります。

次の消防救急デジタル無線施設維持管理費につきましては、デジタル無線装置保守点検業務委託料が主なものであります。

次の気象観測事業費につきましては、気象観測装置点検業務委託料であります。

次の通信施設電源更新事業費につきましては、電源装置修繕料96万9,000円であります。

次の栃木消防署施設維持費につきましては、庁舎維持補修費61万5,000円であります。

次の栃木消防署旧非常用発電機撤去事業費につきましては、旧非常用発電機撤去工事費であります。

次の都賀分署施設維持費につきましては、仮眠室及び仮眠室ダウンライト設置改修工事6万7,000円であります。

次の岩舟分署施設維持費につきましては、女性職員用仮眠室、入浴室、脱衣室の改修工事費49万9,000円であります。

次の4目水防費の水防対策事業費につきましては、水防に関する消耗品、土のう袋、ブルーシート及び水防材料の土のう用砂の購入費30万1,000円であります。

次の1市1町合同水防演習事業費につきましては、野木町と合同開催します水防演習の負担金30万円であります。

以上で3目消防施設費と4目水防費の説明を終了させていただきます。

○委員長（福富善明君） 大橋危機管理課長。

○危機管理課長（大橋嘉孝君） 304ページ、305ページをお開きください。5目災害対策費の説明をさせていただきます。

右側の説明欄の3行目、防災事業費につきましては、臨時職員1名の賃金、それから同報系防災行政無線通信回線使用料、防災情報ステーションの回線使用料のほか、移動系及び同報系の防災無線及び防災ステーションの保守点検業務の委託料、それから自主防災組織補助金などが主なものであります。

1つ飛びまして、被災者住宅復旧支援事業費補助金につきましては、自然災害等で住宅や事業所等に被害を受けた被災者等への被災者住宅・事業所等復旧支援事業費補助金であります。

次に、栃木県被災者生活再建支援金支給事業費につきましては、自然災害等で住宅に著しい被害を受けた被災者への被災者生活再建支援金補助金であります。

次に、危機管理事業費につきましては、国民保護計画等の印刷製本費6万円、全国瞬時警報システム、Jアラートですね、の修繕費5万円が主なものであります。

2つ飛びまして、被災者住宅等復旧支援事業費補助金（平成27年9月豪雨災害）につきましては、昨年の関東・東北豪雨で被災を受けました住宅や事業所等に被害を受けた被災者等への被災者住宅及び事業所等の復旧支援補助金を継続するものであります。

以上であります。

次に、352ページ、353ページをお開きください。12款公債費であります。12款1項1目元金であります。説明欄の市債償還元金につきましては、市債の償還計画に基づき、平成28年度中に償還

を予定します市債償還金の元金分であります。

続きまして、2目利子であります。説明欄の1行目、市債償還利子につきましては、市債の償還計画に基づき、平成28年度中に償還を予定します市債償還金の利子分であります。

次の一時借入金利子につきましては、年度内の資金繰りにおいて現金が不足する場合に、金融機関から借り入れを行う際の利子を支払うためのものであります。

次の積立基金繰替運用利子につきましては、支払資金が不足した場合に、積立基金を一時的に運用した際の利子相当分であります。

続きまして、3目公債諸費であります。説明欄の公債諸費につきましては、証券発行により借り入れた市債を償還する際の手数料であります。

続きまして、354、355ページをお開きください。13款1項1目予備費であります。年度途中における不測の事態により現計予算に不足が生じた場合に対応するためのものであります。

以上で説明を終わります。

○委員長（福富善明君） ここで暫時休憩を行います。

（午前10時19分）

---

○委員長（福富善明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時35分）

---

○委員長（福富善明君） 島田資産税課長。

○資産税課長（島田隆夫君） それでは、歳入の所管部分につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、予算書の52、53ページをお開きください。1款1項市民税であります。まず、1目個人についてであります。本年度予算額は73億6,533万2,000円で、前年度に比較し3,963万3,000円、率にして0.54%の増であります。

1節現年課税分は、前年度に比較し5,492万4,000円の増でありまして、景気の回復基調による給与所得の上昇傾向等から増収を見込みました。

2節滞納繰越分は、前年度に比較し1,529万1,000円の減であります。

2目法人についてであります。本年度予算額は14億2,331万1,000円で、前年度に比較し294万円、率にして0.21%の増であります。

1節現年課税分は、前年度に比較し278万5,000円の増であります。法人税割は、税率改定に伴う減少分及び法人税率の引き下げに伴う影響等マイナス材料がありますが、企業業績の改善等により増と見込みました。

2節滞納繰越分は、前年度に比較し15万5,000円の増であります。

次に、2項固定資産税であります。まず、1目固定資産税につきましては、本年度予算額は91億

6,482万円で、前年度に比較し2億9,907万9,000円、率にして3.37%の増であります。

1節現年課税分は、前年度に比較し3億292万7,000円の増と見込んでおりまして、その主な要因といたしましては、土地は地価下落が続いているものの、家屋は新增築分による増額と、大平と藤岡地域の企業の設備投資による償却資産分の増額を見込んでいるものであります。

2節滞納繰越分は、前年度に比較し384万8,000円の減であります。

2目国有資産等所在市町村交付金につきましては、本年度予算額は2億6,581万5,000円で、前年度に比較し758万5,000円、率にして2.77%の減であります。減少の主な要因といたしましては、交付金の約97%を占める渡良瀬遊水地に関する交付金算定標準額が、その減価償却率マイナス2.8%であることを加味して、前年度をやや下回ると試算したものであります。

次に、3項軽自動車税であります。1目軽自動車税につきましては、本年度予算額は4億7,915万4,000円で、前年度に比較し1億3,716万4,000円、率にして40.11%の増であります。

1節現年課税分は、前年度に比較し1億3,760万3,000円の増であります。その主な要因は、地方税法の一部改正により、平成28年度より原付及び二輪車等の税率が引き上げとなること、また平成27年4月1日以降に新車登録した軽四輪車等についても税率が引き上げられること、あわせて軽四輪車について経年車重課が導入されることなどによるものであります。

2節滞納繰越分は、前年度に比較し43万9,000円の減であります。

54、55ページをお開きください。4項市たばこ税であります。1目市たばこ税につきましては、本年度予算額は10億7,480万円で、前年度に比較し3,577万5,000円、率にして3.22%の減であります。その主な要因は、旧3級品につきましては、税制改正により特例税率が廃止され、平成28年4月1日から段階的に税率が上がること、またこのことにより手持ち品課税が行われることなどにより微増が見込まれるものの、市たばこ税全体といたしましては、健康意識の高まりや喫煙場所の減少等の影響で年々売り渡し本数が減少していることから減額を見込んだものであります。

次に、5項鉱産税であります。1目鉱産税につきましては、本年度予算額は290万2,000円で、前年度に比較し19万8,000円、率にして6.39%の減であります。

次に、6項特別土地保有税であります。平成15年度から課税停止されたことにより、滞納繰越分の項目保存でございます。

次に、7項入湯税であります。1目入湯税につきましては、本年度予算額は1,242万9,000円で、前年度に比較し22万4,000円、率にして1.77%の減であります。

次に、8項都市計画税であります。1目都市計画税につきましては、本年度予算額は5億2,962万6,000円で、前年度に比較し1億9,038万2,000円、率にして56.12%の増であります。

1節現年課税分は、前年度に比較し1億9,357万9,000円の増でありまして、その主な要因といたしましては、昨年度の条例改正により、栃木、大平、藤岡、都賀地域の税率が0.1%から0.15%に上がること及び岩舟地域が平成28年度から新たに税率0.1%で課税になることにより増加すると見

込んだものであります。

56、57ページをお開きください。2節滞納繰越分は、前年度に比較し319万7,000円の減であります。

以上で1款市税の説明を終わらせていただきます。

○委員長（福富善明君） 福島収税課長。

○収税課長（福島 司君） 続きまして、2款1項1目1節地方揮発油譲与税につきましては、国税であります揮発油税とあわせて課税されます地方揮発油譲与税の42%相当額が、市町村の道路の延長と面積に応じて交付されるものであります。

次の2款2項1目1節自動車重量譲与税については、国税であります自動車重量譲与税の3分の1に相当する額が、市町村の道路の延長と面積に応じて交付されるものであります。

次の2款3項1目1節地方道路譲与税につきましては、項目保存であります。

次の3款1項1目1節利子割交付金につきましては、県民税として利子等に課税され納付された利子割収入額の59.4%が個人県民税の額により案分され交付されるものであります。

次に、58、59ページをお開きください。4款1項1目1節配当割交付金については、県民税として上場株式等の配当に課税され納付された配当割収入額の59.4%が、個人県民税の額により案分され交付されるものであります。

次の5款1項1目1節株式等譲渡所得割交付金につきましては、県民税として株式等の譲渡に係る所得に対し課税され納付された株式等譲渡所得割収入額の59.4%が、個人県民税の額により案分され交付されるものであります。

次の6款1項1目1節、説明欄の1行目、地方消費税交付金につきましては、税率引き上げ前の5%のうち1%が地方消費税となり、その2分の1に相当する額が人口や従業員数に応じて市町村に交付されるものであります。

2行目、地方消費税交付金（社会保障財源化分）につきましては、税率引き上げ分の3%のうち0.7%が社会保障施策の財源分として、その2分の1に相当する額が人口に応じて市町村に交付されるものであります。

次の7款1項1目1節ゴルフ場利用税交付金につきましては、県が徴収しますゴルフ場利用税のうち10分の7に相当する額が、ゴルフ場所在市町村に交付されるものであります。

次に、60、61ページをお開きください。8款1項1目1節自動車取得税交付金につきましては、県が徴収します自動車取得税のうち66.5%が、市町村の道路の延長と面積に応じて交付されるものであります。

次の9款1項1目1節地方特例交付金につきましては、住宅ローン減税の実施に伴う減収補填を目的に交付されるものであります。

次の10款1項1目1節、説明欄の1行目、普通交付税につきましては、基準財政需要額から基準



財政収入額を差し引いた差額が交付されるもので、平成27年度から始まった合併特例措置の縮減や地方財政計画とこれまでの交付状況に勘案し、算定したものであります。

2行目の特別交付税につきましては、画一的な算定の普通交付税では反映されない具体的な事情が考慮され、交付されるものであります。

次の11款1項1目1節交通安全対策特別交付金につきましては、市町村の交通安全施設整備を目的に、道路交通法による反則金を原資として交付されるもので、交通事故の発生件数、人口集中地区人口及び改良済みの道路延長などに応じて交付されるものであります。

次に、62、63ページをお開きください。12款1項1目総務費負担金、1節選挙費負担金であります。説明欄の土地改良区総代選挙費負担金につきましては、国府土地改良区ほか2土地改良区の総代選挙に要する経費を各土地改良区から負担金としてそれぞれ納入していただくものです。

次に、12款1項4目1節消防費負担金であります。説明欄の東北道・北関東道救急業務負担金につきましては、消防本部が管轄します高速道路上での救急業務に係る経費について、東日本高速道路株式会社から支払われる負担金であります。

以上で歳入2款から12款までの所管部分の説明といたします。

○委員長（福富善明君） 茂呂大平総合支所地域まちづくり課長。

○大平総合支所地域まちづくり課長（茂呂浩司君） 続きまして、64、65ページをお開きください。

13款1項1目総務使用料につきましてご説明いたします。

説明欄1行目の市民活動推進センター敷地使用料につきましては、N T Tが設置した電柱の敷地使用料であります。

次の職員駐車場使用料（栃木）につきましては、本庁舎に勤務する職員の通勤用自動車の駐車場47台分の使用料であります。

次の天幕使用料につきましては、貸し出し用テントの使用料であります。

次の庁舎等使用料につきましては、所管施設内に設置してあります電柱、電話柱、A T M等の敷地使用料が主なものであります。

次の行政財産使用料（大平地域づくり推進課）につきましては、電柱等の敷地使用料が主なものであります。

次の職員駐車場使用料（大平）につきましては、総合支所の職員駐車場の使用料であります。

次の藤岡遊水池会館使用料につきましては、会議等利用者の使用料であります。

次の行政財産使用料（藤岡）、（都賀）、（西方）各地域づくり推進課につきましては、電柱等の敷地使用料が主なものであります。

次の金崎有料駐車場使用料につきましては、これまでの実績等を勘案し、全40区画のうち13区画分の駐車場使用料であります。

次の職員駐車場使用料（西方）につきましては、総合支所の職員駐車場の使用料であります。

次に、2事業飛びまして、行政財産使用料（岩舟地域づくり推進課）につきましては、電柱等の敷地使用料が主なものであります。

続きまして、70、71ページをお開きください。8目消防使用料につきましてはご説明いたします。説明欄1行目の消防施設敷地使用料につきましては、消防団の器具置き場敷地及び防火水槽敷地にある電柱等の敷地使用料が主なものであります。

次の行政財産使用料（消防総務課）につきましては、消防本部、消防署各分署内に設置された自動販売機の行政財産使用料が主なものであります。

続きまして、76、77ページをお開きください。2項1目総務管理手数料につきましてはご説明いたします。説明欄の認可地縁団体証明手数料につきましては、認可地縁団体に係る告示事項証明書等の発行手数料であります。

次の2節徴税手数料であります。説明欄の諸証明手数料（栃木）及び公簿交付手数料（栃木）から、次の79ページ、説明欄の諸証明手数料（岩舟）及び公募閲覧手数料（岩舟）までにつきましては、所得証明書等の税務関係証明書の交付手数料及び固定資産課税台帳等の税務関係公簿の写しの交付手数料であります。

前の77ページにお戻りいただきまして、2節徴税手数料、説明欄の上から3行目、市税督促手数料につきましては、各税の納期が過ぎた方への督促手数料であります。

続きまして、82、83ページをお開きください。2項7目消防手数料につきましてはご説明いたします。説明欄1行目の危険物施設設置許可等手数料につきましては、ガソリンや石油を取り扱うための危険物施設の設置許可や、これらの施設の変更許可の手数料であります。

次の防火管理者講習会修了証明等手数料につきましては、講習会修了証明申請手数料であります。

以上で歳入、13款の所管部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長（福富善明君） 飯塚藤岡総合支所地域まちづくり課長。

○藤岡総合支所地域まちづくり課長（飯塚 勝君） 続きまして、14款からの所管関係部分につきましてご説明申し上げます。

86ページ、87ページをお開きください。中ほどの14款2項1目1節、説明欄の1行目、地域再生計画策定事業補助金につきましては、平成26年度に策定しました渡良瀬遊水地ハートランドプランを踏まえ、遊水地で行われていますさまざまなことを気軽に楽しんでもらえる環境整備を進めるものでありまして、渡良瀬遊水地の保全と利活用を進め、地域を活性化させるための関連事業計画策定の経費に対する国庫補助金であります。

次の社会保障・税番号制度システム整備費補助金、これは国が進めております番号制度に対応するため、市が行いますコンピューターシステムの改修の経費に対する国庫補助金であります。

次に、92ページ、93ページをお開きください。14款2項5目1節、説明欄の消防防災施設整備費補助金につきましては、耐震性を有する防火水槽整備に係る国からの補助金であります。

次に、94ページ、95ページをお開きください。14款3項1目1節、説明欄の自衛官募集事務費委託金につきましては、自衛隊法の規定により、地方公共団体が事務処理をすることとなっている自衛官の募集事務に係る経費として国からの委託金であります。

次に、98ページ、99ページをお開きください。15款2項1目1節、説明欄の1行目、ツール・ド・とちぎ推進交付金につきましては、ツール・ド・とちぎ開催に当たり、市の負担金の2分の1を県が負担するために交付される市町村交付金であります。

次の自主防災組織強化推進事業補助金につきましては、災害に強い地域づくりを促進するため、自治会などを単位とした自主防災組織の育成などに係る経費に対する県からの補助金であります。

次の市町村総合交付金につきましては、少額な県補助金が一括して交付されるもので、権限移譲に関する事務、民生・児童委員の費用弁償交付事務など18項目に対する交付金であります。

1行飛びまして、在外選挙人名簿登録事務交付金につきましては、在外選挙人名簿登録事務に係る経費として交付される県からの交付金であります。

次に、106ページ、107ページをお開きください。15款2項6目1節、説明欄の地域防災力強化推進事業補助金につきましては、消防団員確保対策に係る県からの補助金であります。

次に、108ページ、109ページをお開きください。15款3項1目1節、説明欄の県税徴収委託金につきましては、県にかわり県民税を徴収する業務に対しての委託金であります。

次に、3節、説明欄の県知事選挙費委託金につきましては、本年11月執行予定の栃木県知事選挙に係る委託金であります。

次の参議院議員選挙費委託金につきましては、本年7月に執行が予定されております参議院議員通常選挙に係る委託金であります。

次に、4節、説明欄の統計調査員確保対策事業委託金につきましては、国が県を通じて委託する統計調査員確保対策事業に係る委託金であります。

次の経済センサス委託金につきましては、平成28年6月に実施の経済センサス活動調査に必要な経費として交付される市町村交付金であります。

次の工業統計調査委託金につきましては、平成29年6月に実施予定の工業統計調査の事前準備に必要な経費として交付される市町村交付金であります。

次の学校基本調査委託金につきましては、平成28年5月に実施の学校基本調査に必要な経費として交付される市町村交付金であります。

以上で、14款2項1目総務費国庫補助金から15款3項1目総務費委託金までの説明を終わります。

○委員長（福富善明君） 田嶋都賀総合支所地域まちづくり課長。

○都賀総合支所地域まちづくり課長（田嶋 亘君） 続きまして、16款財産収入の所管関係部分につきましてご説明申し上げます。

1項1目1節土地建物貸付収入の右側説明欄をごらんください。説明欄1行目の市民活動推進セ

ンター自動販売機設置収入につきましては、とちぎ市民活動推進センターくららに設置する清涼飲料水の自動販売機設置に係る収入であります。

次の市有土地貸付収入（栃木）につきましては、東京都内の市有地18件及び市内全地域の市有地貸付の土地貸付収入であります。

次の市有建物貸付収入（栃木）につきましては、山本有三生家、山本有三記念館及び万町地内旧教育委員会建物等の貸付収入であります。

次の庁舎土地建物貸付収入につきましては、商業施設貸付収入1,522万7,000円及び商業施設光熱水費等使用料2,880万円が主なものであります。

次に、110、111ページをお開き願います。説明欄上から7行目、旧栃木中央小学校太陽光発電施設屋根貸付収入につきましては、太陽光発電の推進を目的として市有施設屋根貸し出し事業を実施しておりますが、本事業に係る旧栃木中央小学校分の貸付収入であります。

説明欄下から7行目、市有建物貸付収入（大平）につきましては、大平総合支所庁舎内の自動販売機の貸付収入であります。

次に、112、113ページをお開き願います。説明欄上から3行目、藤岡遊水池会館貸付収入につきましては、藤岡遊水池会館に入居する一般財団法人渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団事務所の貸付料が主なものであります。

次の市有建物貸付収入（藤岡）、6行飛びまして、市有建物貸付収入（都賀）、7行飛びまして、市有建物貸付収入（西方）、5行飛びまして、市有建物貸付収入（岩舟）につきましては、それぞれの総合支所に設置しております自動販売機の貸付収入であります。

次に、114、115ページをお開き願います。2目1節利子及び配当金の右側説明欄をごらんください。説明欄1行目のふるさと応援基金利子から3行下の市民協働まちづくりファンド利子までの利子につきましては、それぞれ当該基金の預金利子であります。

次の株式配当金（情報推進課）につきましては、ケーブルテレビ株式会社の株式配当金であります。

次の大澤基金利子から2行下の土地総合調整基金利子までの基金利子につきましては、それぞれ当該基金の預金利子であります。

次の株式配当金（管財課）につきましては、京浜急行電鉄株式会社の株券2,188株の株式配当金であります。

次の皆川地区振興基金利子から3行下のふるさと整備事業基金利子までの基金利子につきましては、それぞれ当該基金の預金利子であります。

次に、116ページ、117ページをお開き願います。説明欄1行目の小野寺地区市有林管理基金利子につきましては、管理基金の預金利子であります。

次に、2項1目1節土地売却収入につきましては、右側の説明欄をごらんください。説明欄1行目

の市有土地売払収入につきましては、未利用地の売払収入や用途廃止いたしました法定外公共物の売払収入であります。

次の2節市有建物売払収入及び3節市有不動産売払収入につきましては、項目保存であります。

次に、2目1節物品売払収入につきましては、右側の説明欄をごらんください。1行目のOA機器売払収入及び次の不用品売払収入につきましては、項目保存であります。

以上で16款財産収入の所管関係部分の説明を終わります。

○委員長（福富善明君） 田口西方総合支所地域まちづくり課長。

○西方総合支所地域まちづくり課長（田口幸雄君） 続きまして、17款寄附金の説明をさせていただきます。

1項1目1節一般寄附金につきましては、項目保存であります。

次に、2目1節総務管理費寄附金であります。説明欄のふるさと応援寄附金につきましては、ふるさと応援寄附のうち、使い道を市長お任せ事業として指定された寄附金を見込んだものであります。

次に、吾一からくり時計設置寄附金につきましては、吾一からくり時計設置実行委員会からの寄附金を見込んだものであります。

次に、マスコットキャラクター応援寄附金につきましては、マスコットキャラクター応援寄附金積み立て9万円及びふるさと納税80万円であります。

次に、市民協働まちづくり寄附金につきましては、市民協働まちづくりファンドへの市民等からの寄附金及びふるさと納税における寄附金であります。

118、119ページをお開きください。下段の18款繰入金、2項1目1節財政調整基金繰入金につきましては、平成28年度予算の財源として、年度間財源の調整機能を有する当基金から繰り入れを行うものであります。

次に、2目1節減債基金繰入金であります。平成25年度借り入れた市庁舎整備事業に係る市債について、償還利子を圧縮するため、借入期間の短縮などを行っていることから、通常償還との差額を基金から繰り入れ、また過去に地方税の減収補填のために発行した市債の償還財源の一部に充てるため、繰り入れを行うものであります。

次に、3目1節市民協働まちづくりファンド繰入金についてであります。市民協働まちづくりファンド基金からの繰り入れであります。

120、121ページをお開きください。6目1節ふるさと整備事業基金繰入金につきましては、項目保存であります。

次に、7目1節皆川地区振興基金繰入金につきましては、皆川地区内の市有林の保全に必要な財源として、皆川地区振興基金から繰り入れるものであります。

次に、11目1節小野寺地区市有林管理基金繰入金につきましては、小野寺地区内の市有林の保全

に必要な財源として、小野寺地区市有林管理基金から繰り入れるものであります。

次に、13目1節マスコットキャラクター応援基金繰入金につきましては、マスコットキャラクター活用に必要な財源として、マスコットキャラクター応援基金から繰り入れるものであります。

次に、14目1節土地総合調整基金繰入金につきましては、土地開発公社運営交付金の財源として、土地総合調整基金から繰り入れるものであります。

続きまして、122、123ページをお開きください。19款繰越金、1項1目1節前年度繰越金につきましては、平成27年度からの繰越金であります。

以上でございます。

○委員長（福富善明君） 三柴岩舟総合支所地域まちづくり課長。

○岩舟総合支所地域まちづくり課長（三柴幸一君） 続きまして、20款諸収入についてご説明を申し上げます。

1項1目1節延滞金につきましては、滞納市税に対する延滞金であります。

次に、2項1目1節預金利子につきましては、一般会計の普通預金の利子分を歳入として見込んだものであります。

124、125ページをお開きください。124ページ下段、20款5項の雑入についてであります。1目1節滞納処分費につきましては、差し押さえ財産の換価に伴う、他の債権に先立って配当される滞納処分に要した費用であります。

次に、1つ飛びまして、3目1節過年度収入につきましては、項目保存であります。

126、127ページをお開きください。4目2節雑入、説明欄1行目の県民手帳協力報償金等（総合政策課）につきましては、県民手帳協力報償金を見込んだものであります。

次の中学生海外派遣事業負担金（総合政策課）であります。中学生海外派遣事業の派遣者28名分の負担金を見込んだものであります。

次の市長交際費資金前渡利子等（秘書課）につきましては、市長交際費資金前渡利子であります。

次の広報とちぎ広告掲載料等（シティプロモーション課）につきましては、広報とちぎ広告掲載料558万2,000円及び市ホームページ広告掲載料123万円であります。

次のハートランド絵本有償提供料等（遊水地課）につきましては、渡良瀬遊水地を広くPRするために製作しました、題目「ハートランドのかくれんぼ」の絵本を各種イベント開催時に有償で提供しておりますので、その提供料が主なものであります。

次の市民総合賠償補償保険金等（地域づくり推進課）につきましては、市が損害賠償責任を負った際の保険会社からの保険金及び市が主催する行事における事故等の補償を支払った際の保険会社からの保険金が主なものであります。

次の公文書複写料等（総務課）につきましては、情報公開等に伴う文書複写料などあります。

次の保険事務手数料等（職員課）につきましては、職員が加入しております各種保険の事務取り

扱いに係る手数料及び旧栃木市職員厚生会が職員に対して行った貸し付けに係る返還金が主なものであります。

次の雇用保険料(職員課)につきましては、雇用保険に加入する臨時職員及び非常勤職員延べ585人分の保険料であります。

次の被災地派遣職員給与等負担金(職員課)につきましては、東日本大震災の被災地であります宮城県多賀城市に派遣する職員の人件費といたしまして、派遣先から納入される負担金であります。

次の栃木県被災者生活再建支援金交付金等(危機管理課)につきましては、自然災害により住宅に著しい被害を受けた方に支給する被災者生活再建支援金に対する県からの交付金が主なものであります。

次の公衆電話使用料等(管財課)につきましては、本庁舎エスカレーター、冠水被害の建物総合損害共済保険金及び庁舎ロビー等に設置されている公衆電話の使用料等であります。

次の栃木県市町村振興協会市町村交付金等(財政課)につきましては、市町村振興宝くじ、オータムジャンボ宝くじの収益金が栃木県市町村振興協会から交付されるものであります。

次のナンバー弁償金等(市民税課)につきましては、市からの貸与ナンバーの紛失等に係る1件につき200円の弁償金であります。なお、平成28年度から各総合支所に届け出があった貸与ナンバーの紛失等に係る弁償金の取り扱いにつきましては、現在の各総合支所生活環境課を市民生活課に名称を改め、事務が移管されます。

次の課税資料提出手数料等(資産税課)につきましては、税務署が作成する相続税路線価の資料として、市が税務署に提出する精通者意見価格調書等に対する手数料であります。

128、129ページをお開きください。説明欄下から10行目のタブレット端末自己負担金等(議事課)ではありますが、平成28年度からタブレット端末の月額通信料のうち、議員の皆様が負担される分と政務活動費から負担する分、それぞれ6分の1を計上いたしました。

130、131ページをお開きください。説明欄下から10行目の消防団員福祉共済事務費等(消防総務課)につきましては、消防団員福祉共済制度返戻金及び消防団並びに女性防火クラブ育成に係る一般財団法人自治総合センターからの助成金であります。

次の電話使用料等(大平地域づくり推進課)につきましては、大平車両センターのシルバー人材センター大平営業所の水道料収入が主なものであります。

次に、1つ飛びまして、職員駐車場利用料等(藤岡地域づくり推進課)、2つ飛びまして、職員駐車場利用料等(都賀地域づくり推進課)につきましては、藤岡総合支所、都賀総合支所それぞれの総合支所の職員駐車場を利用する職員からの利用料が主なものであります。

132、133ページをお開きください。説明欄1行目の宮の下簡易郵便局取扱手数料等(岩舟地域づくり推進課)につきましては、宮の下簡易郵便局の郵便、貯金、保険の各取り扱い業務に対する日本郵便株式会社からの取り扱い手数料であります。

以上で20款諸収入についての説明を終わらせていただきます。

○委員長（福富善明君） 出井会計課長。

○会計課長（出井 均君） 次に、21款市債についてご説明いたします。

同じく132、133ページでございます。21款市債であります。予算総額は51億9,950万円であり  
ます。

まず、1目1節児童福祉債であります。旧合併特例事業債（保育所施設整備事業）につきましては、いりふね・そのべ保育園統合整備事業費、認定こども園施設整備補助金に対する財源として  
起債するものであります。

続きまして、2目1節保健衛生債であります。旧合併特例事業債（斎場再整備事業）につきましては、斎場再整備事業費に対する財源として起債するものであります。

続きまして、3目1節農業債であります。公共事業等債（農業生産基盤整備事業）につきましては、西前原地区県営かんがい排水事業負担金に対する財源として起債するものであります。

次の公共事業等債（農道整備事業）につきましては、農業基盤整備促進事業費に対する財源として起債するものであります。

続きまして、4目1節道路橋りょう債であります。公共事業等債（道路維持事業）につきましては、通学路安全施設整備事業費及び道路附属物点検事業費に対する財源として起債するもので  
あります。

次の公共事業等債（道路新設改良事業）につきましては、市道I—388号線道路改良事業費（岩  
舟静）など3事業に対する財源として起債するものであります。

次の公共事業等債（橋りょう維持事業）につきましては、橋りょう長寿命化修繕事業費に対する  
財源として起債するものであります。

次の公共事業等債（まちづくり事業・道路）につきましては、（仮称）市道1—1—178号線道路  
改良事業費（栃木入舟町祝町）に対する財源として起債するものであります。

次の公共事業等債（橋りょう新設改良事業）につきましては、市道O—430号線（堀ノ内橋）橋  
りょう整備事業費に対する財源として起債するものであります。

次の旧合併特例事業債（道路維持事業）につきましては、舗装修繕事業費に対する財源として起  
債するものであります。

次の旧合併特例事業債（道路新設改良事業）につきましては、市道O—30号線、O—1号線道路  
改良事業費（大平下皆川）など9事業に対する財源として起債するものであります。

次の旧合併特例事業債（橋りょう新設改良事業）につきましては、市道233号線（永宮橋）橋り  
ょう整備事業費（栃木野中町）に対する財源として起債するものであります。

次の地方道路整備事業債（道路維持事業）につきましては、市道各号線舗装補修事業費など6事  
業に対する財源として起債するものであります。



次の地方道路整備事業債（道路新設改良事業）につきましては、市道D-311号線ほか道路新設改良事業費（栃木仲方町）など22事業に対する財源として起債するものであります。

次に、2節河川債であります。一般事業債（その他・排水施設等）、（河川等整備事業）につきましては、主要地方道宇都宮亀和田栃木線地域排水整備事業費（都賀合戦場）など5事業に対する財源として起債するものであります。

次に、3節都市計画債であります。公共事業等債（公園整備事業）につきましては、公園の長寿命化計画策定事業費に対する財源として起債するものであります。

次の公共事業等債（土地区画整理事業）につきましては、新大平下駅前地区土地区画整理事業に対する財源として起債するものであります。

次の旧合併特例事業債（街路事業）につきましては、今泉泉川線道路整備事業費（栃木今泉町1丁目、2丁目、日ノ出町）及び藤岡駅前広場整備事業費に対する財源として起債するものであります。

次に、4節住宅債であります。公営住宅建設事業債（公営住宅改修事業）につきましては、市営住宅リフレッシュ事業費に対する財源として起債するものであります。

続きまして、5目1節消防債であります。施設整備事業債（一般財源化分）（消防施設整備事業）につきましては、はしが付消防ポンプ自動車購入事業費及び消防団機械器具置場等整備事業費に対する財源として起債するものであります。

次の旧合併特例事業債（消防施設整備事業）につきましては、はしが付消防ポンプ自動車購入事業費など3事業に対する財源として起債するものであります。

次の緊急防災・減災事業債（消防施設整備事業）につきましては、消防用機械器具購入費及び分署非常電源設置事業費に対する財源として起債するものであります。

134、135ページをお開きください。緊急防災・減災事業債（災害対策施設整備事業）につきましては、緊急防災情報伝達システム整備事業費に対する財源として起債するものであります。

続きまして、6目1節小学校債であります。学校教育施設等整備事業債（小学校施設整備事業）につきましては、小学校普通教室等エアコン設置事業費及び小学校洋式トイレ改修事業費に対する財源として起債するものであります。

次に、2節中学校債であります。学校教育施設等整備事業債（中学校施設整備事業）につきましては、大平中学校校舎等整備事業費に対する財源として起債するものであります。

続きまして、7目1節道路橋りょう災害復旧事業債であります。公共土木施設災害復旧事業債（過年分）につきましては、道路橋りょう災害復旧事業費（平成27年9月豪雨災害）に対する財源として起債するものであります。

続きまして、8目1節臨時財政対策債につきましては、地方交付税の振り替えであり、後年度において元利償還に係る費用の全額が普通交付税の基準財政需要額に算入されるものであります。

以上で平成28年度栃木市一般会計予算の所管関係部分についての説明を終了いたします。

○委員長（福富善明君） 以上で平成28年度栃木市一般会計予算の所管関係部分の説明は終わりました。

---

◎閉会の宣告

○委員長（福富善明君） これをもちまして、総務常任委員会を終了いたします。  
大変ご苦労さまでした。

（午前11時24分）